

平成28年7月27日

PPP/PFI推進のための説明会



浜松市
HAMAMATSU CITY

浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区） 運営事業の取組みについて



写真提供：国土交通省浜松河川国道事務所

©浜松市

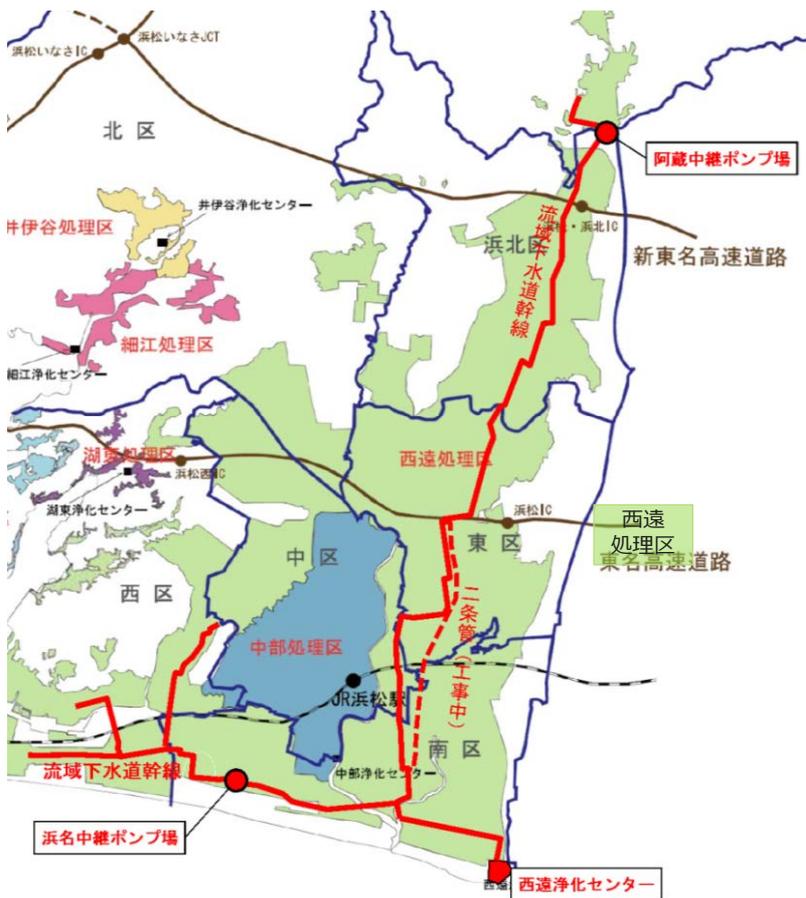
浜松市上下水道部

目次

- 1 事業の概要
- 2 事業スキーム
- 3 利用料金
- 4 運営権者の業務範囲
- 5 応募者に求める実績要件
- 6 審査スキーム
- 7 競争的対話
- 8 提案審査
- 9 優先交渉権者選定後の手続き
- 10 モニタリング
- 11 スケジュール

1 事業の概要

西遠処理区



○事業の背景

- 西遠流域下水道が平成28年4月1日に静岡県から浜松市に移管
- 本市下水道処理水量の約6割を占める最大の処理区

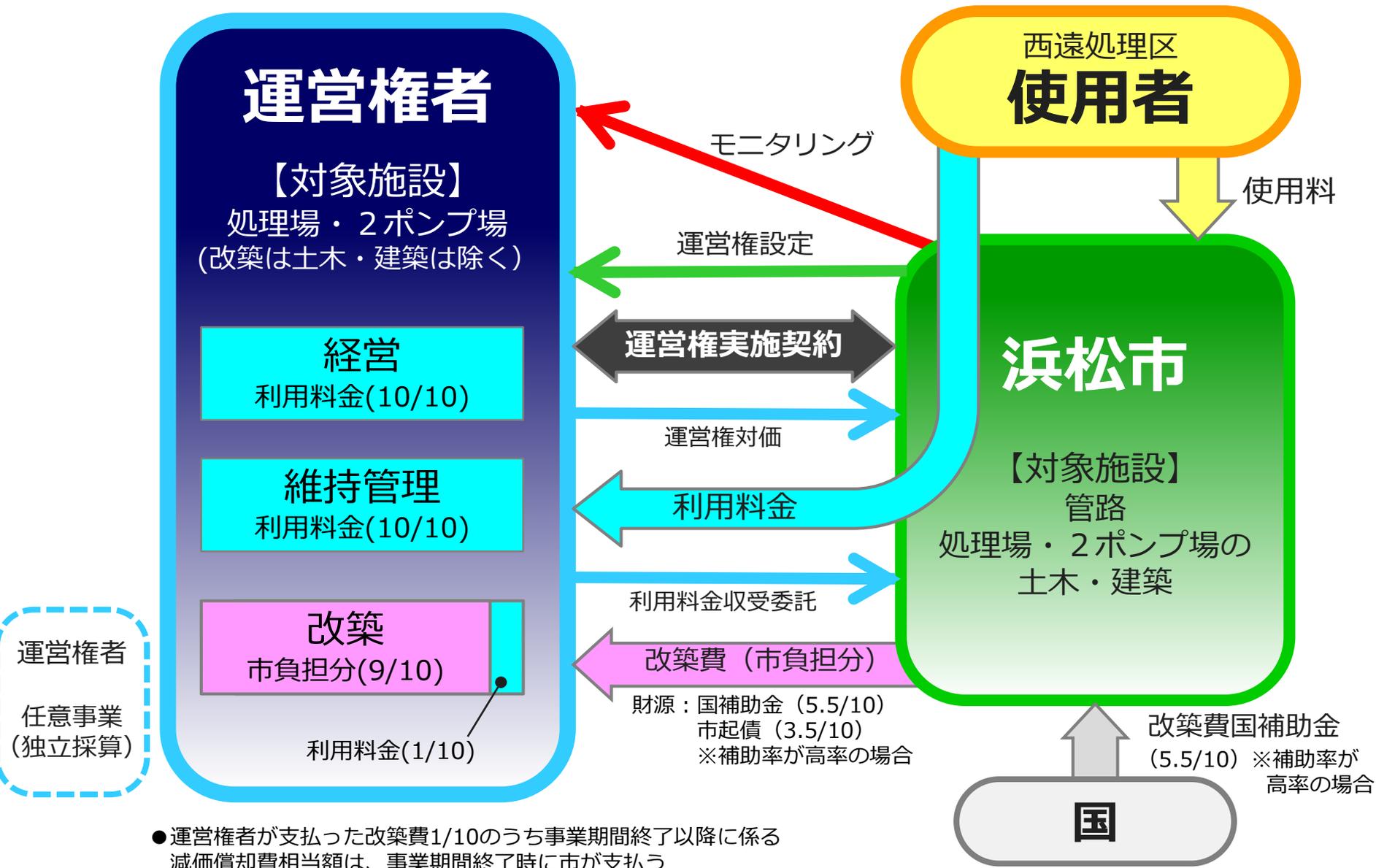
○事業の目的

- ①事業効率化（コスト削減）
⇒長期契約、一括契約などのスケールメリットや民間の創意工夫の活用により効率化を実現
- ②民間活力を活用導入した適正な運営

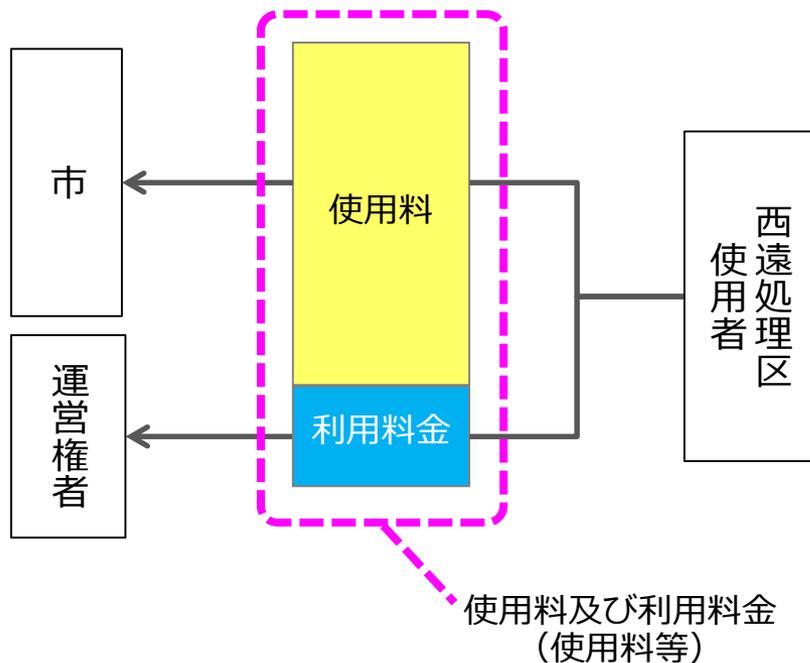
○事業の概要

- 事業方式：公共施設等運営事業（コンセッション方式）
- 対象施設：西遠浄化センター
浜名中継ポンプ場及び阿蔵中継ポンプ場
(管路施設及び上記施設の土木・建築施設を除く)
- 事業範囲：維持管理、改築工事、料金收受 など
- 事業期間：20年（H30～49）

2 事業スキーム

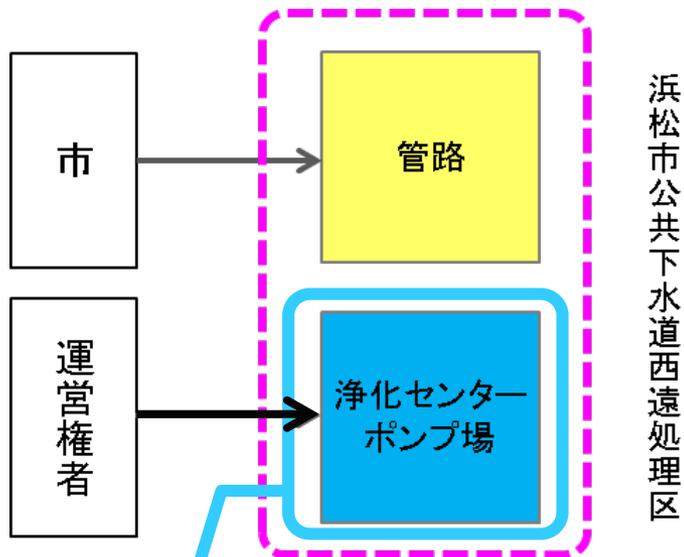


3 利用料金



- 西遠処理区と他の処理区では、使用者が支払う料金（使用料等）は同一の算出方法で算定
- 市と運営権者で使用料等をシェア
- 利用料金は、使用料等に一定の割合（利用料金設定割合）を乗じて算定する
- 当初の利用料金設定割合は27%で、市が設定

4 運営権者の業務範囲



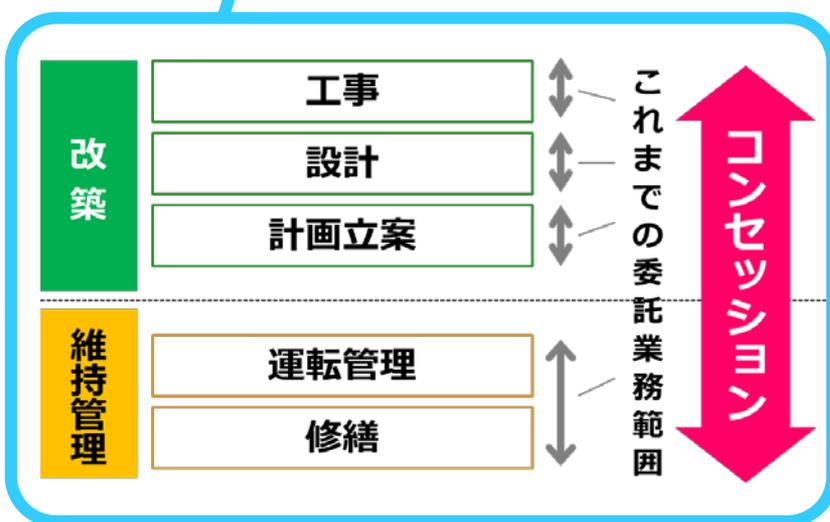
○ 本事業は、部分型コンセッション

- 運営権設定対象施設は、浄化センターとポンプ場
- 管路は、引き続き市の業務範囲となる

○ 長期間、維持管理と改築を一体的に実施するアセットマネジメントなど民間の創意工夫を活かした事業運営を期待

○ 運営権者の業務範囲

- 義務事業：①経営管理 ②改築 ③維持管理
- 附帯事業：新たな処理工程の導入で義務事業と一体となり効用が発揮される事業（消化ガス発電や固形燃料化等）
- 任意事業：運営権者自らの費用負担で行う独立採算の事業（太陽光発電や下水道技術の調査研究事業）



5 応募者に求める実績要件

○事業者を求めるもの

- ◇西遠処理区は、本市下水道処理水量の約6割を占める最大の処理区
- ◇本事業の「**事業規模**」を運営できる能力を持つ事業者を求めたい



「経営」、「改築業務」、「維持管理業務」について、一定以上の「事業規模」の実績を参加資格要件とした

ア 応募企業は、次に掲げる(ア)、(イ)及び(ウ)の実績要件を満たすこと。

経 営	<p>(ア) ○事業期間10年以上で維持管理を含む次のいずれかの事業の実績を有すると認められること (共同企業体による事業については、代表企業であること)</p> <p>a 平成28年度に実施中の国、国の出資若しくは拠出に係る法人、都道府県又は指定都市を管理者とするPFI事業</p> <p>b 平成28年度に外国で実施中の上下水道に係るPFI類似事業</p>
改 築	<p>(イ) ○次のいずれも満たすこと。(必ずしも同一処理場における実績に限定しない)</p> <p>a 平成13年度以降に終末処理場の水処理施設の機械設備工事の元請施工実績を有する (対象水量1万m³以上の散気装置を対象、補修・修繕等の部分的な工事は除く)</p> <p>b 平成13年度以降に焼却炉施設又は炭化炉施設の建設工事の元請施工実績を有する (日量30t以上の下水脱水汚泥の処理能力を有するもの、補修・修繕等の部分的な工事は除く)</p> <p>c 平成13年度以降に次の(a)若しくは(b)の電気設備工事の元請施工実績を有する (補修・修繕等の部分的な工事は除く)</p> <p>(a) 処理能力日量1万m³以上の終末処理場における中央監視装置</p> <p>(b) 日量30t以上の下水脱水汚泥の処理能力を有する焼却炉施設又は炭化炉施設に係る電気設備</p> <p>d 機械器具設置工事の経営事項審査結果の総合評定値(P)が850点以上の者</p> <p>e 電気工事の経営事項審査結果の総合評定値(P)が850点以上の者</p>
維 持 管 理	<p>(ウ) ○次のいずれも満たすこと。(必ずしも同一処理場における実績に限定しない)</p> <p>a 平成13年度以降に水処理施設の維持管理業務を受託した実績が1年以上あること (処理能力日量1万m³以上の標準活性汚泥法と同等以上の処理能力を有する終末処理場が対象)</p> <p>b 平成13年度以降に焼却又は炭化工程を含む汚泥処理の維持管理業務受託実績が1年以上あること (日量30t以上の下水脱水汚泥の処理業務が対象)</p>

イ 代表企業は、上記アの(ア)、(イ)及び(ウ)のうち、一つ以上の要件を満たすこと。

- (イ)については、a、b又はcのうち、いずれかを満たし、かつd又はeのいずれかを満たせばよい。
- 不足する要件については、コンソーシアムの他の構成員が、必ず有すること。
- (イ)の要件について代表企業に不足する要件がある場合、当該不足する要件については、コンソーシアムの他の構成員が、必ず有すること。

6 審査スキーム

応募者が**より良い提案をするために**、審査スキームにおいて工夫をしている。



評価実施前に、**2段階**の措置

① 附帯事業及び任意事業に関する予備的審査

- ・ 参加資格申請書と同時に附帯事業・任意事業を記載した提案概要書を提出
- ・ 附帯事業・任意事業が市の政策方針や既存計画との整合性の観点から、採用が困難と見込まれるものについて、**予め排除した上で提案を求め**るため。

② 競争的対話

※ 「7 競争的対話」参照

7 競争的対話

○ 競争的対話とは・・・

【公共施設等運営権及び公共施設等運営事業におけるガイドライン】

- ・ 民間のノウハウや創意工夫を積極的に活用すべき案件において、**要求水準の設定にむけて**民間と行う対話

【PFI事業実施プロセスに関するガイドライン】

- ・ 実施方針の公表以降において、入札又は公募の際の判断材料となる事項について、管理者等と民間事業者との**意思の疎通を図る**ための質問・回答

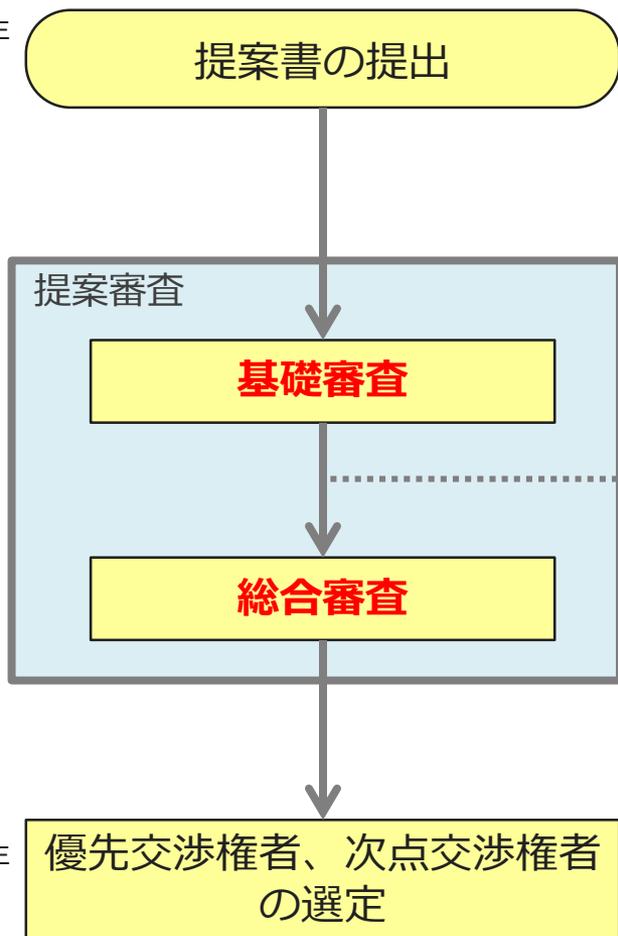
○ 本事業での目的

- ・ 公募内容において市と応募者との**齟齬を生じさせない**
- ・ 要求水準**未達成を防ぐ**

→応募者と市の双方が公募内容について共通理解を持つことで、提案及び選定作業を効率よく進めたい。

8 提案審査

平成28年
12月5日



平成29年
3月予定

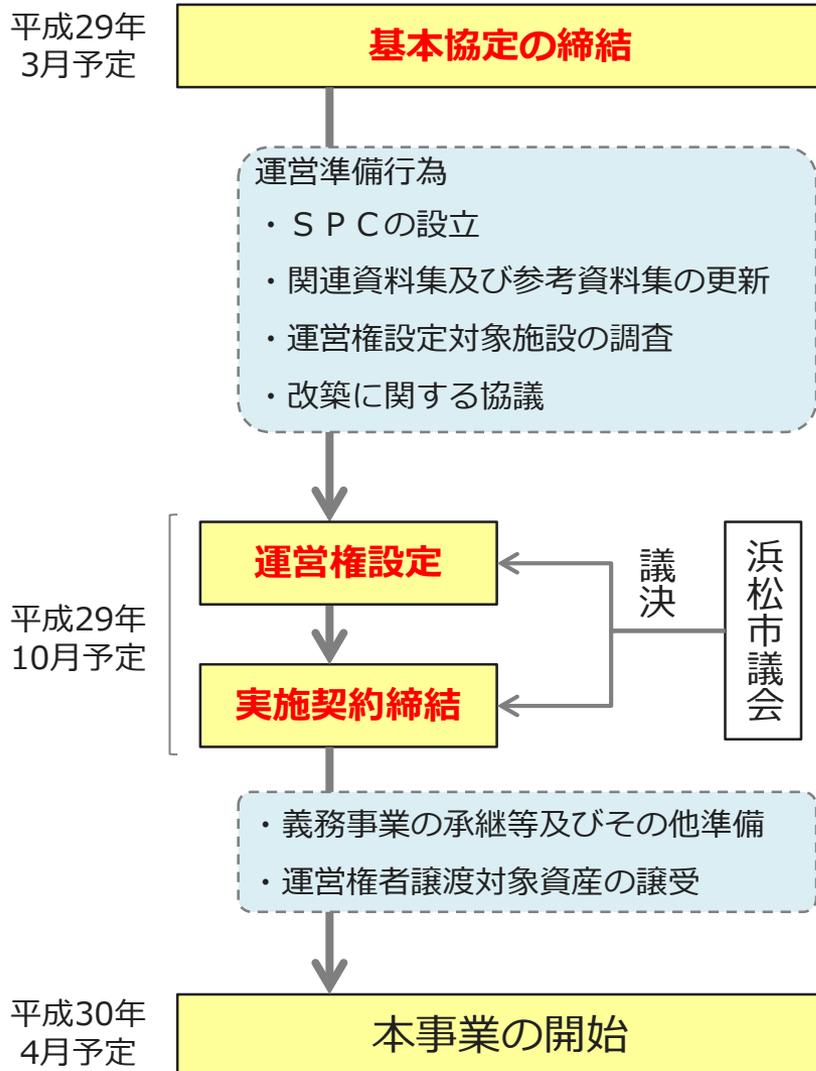
○ 基礎審査

基礎審査では、提案書類について、応募者からの提案内容が募集要項等に示す条件を満たしているか否かを確認する。

○ 総合審査 (200点満点)

- 運営権対価以外の評価 (配点160点)
PFI 専門委員会は、提案内容について、優先交渉権者選定基準に基づく提案書類の評価に加え、プレゼンテーション等による確認を踏まえて評価する。評価は評価項目ごとに評価の視点に挙げた事項を考慮し、その提案が優れていると認められるものについては、その程度に応じて採点基準に基づき得点を与える。
- 運営権対価の評価(配点40点)
運営権対価は、市基準額 (非公開) に対する提案額の割合に40点の配点を乗じて得点化する。また、最高提案金額が市基準額を上回った場合は、当該最高提案金額を市基準額に置き換え、当該最高提案金額に対する各応募者の提示する提案額の割合を40点に乗じて得点化する。

9 優先交渉権者選定後の手続き



○ 基本協定の締結

優先交渉権者は、基本協定書（案）に基づいて、市と速やかに基本協定を締結しなければならない。

優先交渉権者と速やかに基本協定が締結されない場合、又は基本協定の締結後に実施契約の締結に至らないことが明らかとなった場合には、市は審査で決定された順位に従って、次点交渉権者を優先交渉権者として、改めて基本協定の締結以降の手続を行うことができる。

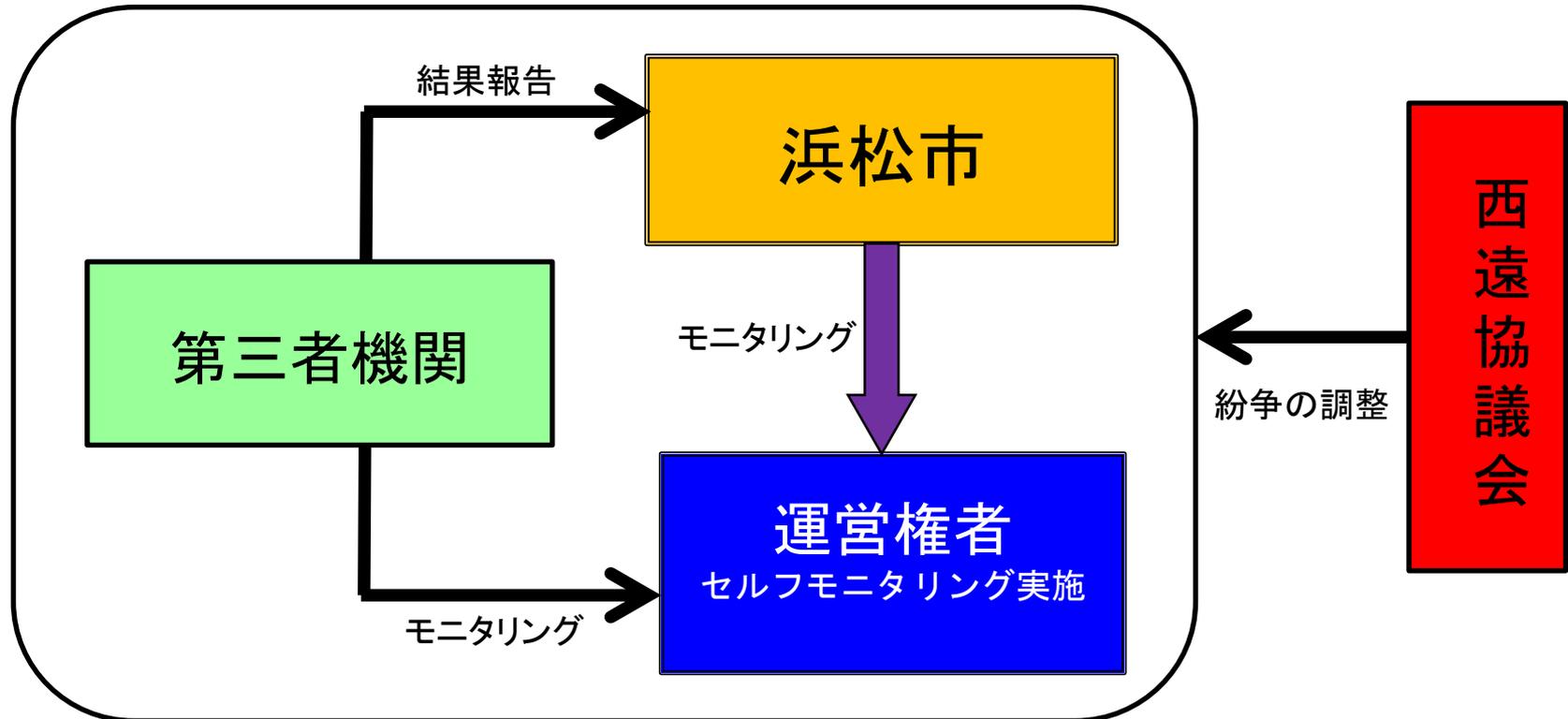
○ 運営権の設定及び実施契約の締結

市は、優先交渉権者が設立した特別目的会社（S P C）に対して運営権設定書を交付して運営権を設定する。また、運営権者は、運営権登録令に従って運営権の設定登録を行う。

市と運営権者は、実施契約書(案)の内容に従い運営権の設定後速やかに実施契約を締結する。

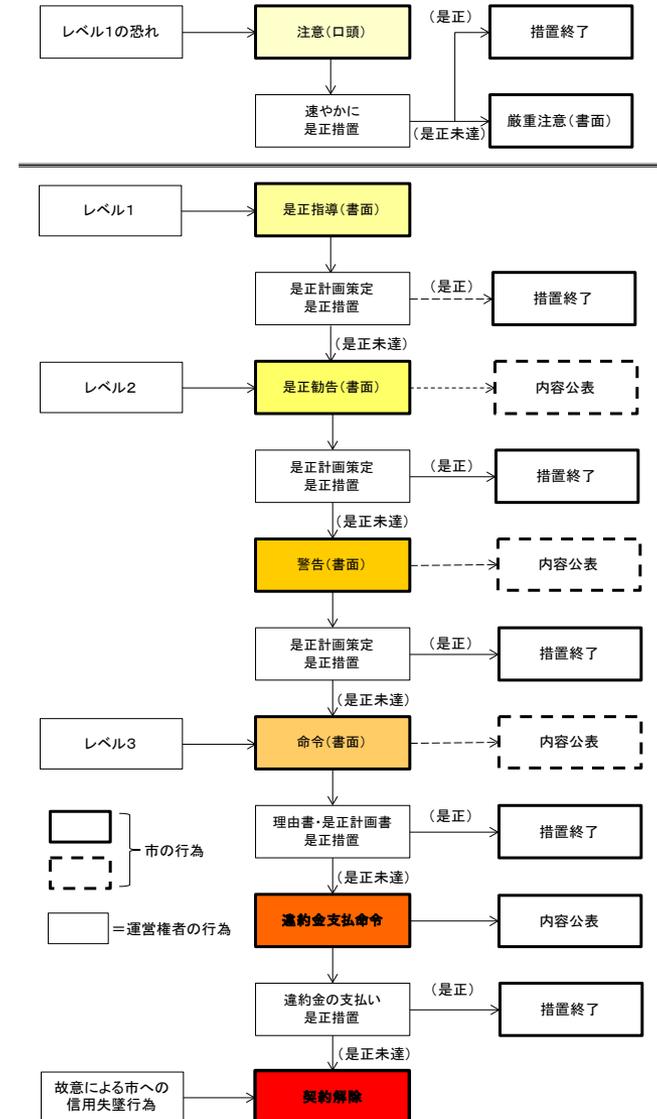
10-1 モニタリング（体制）

- 運営権者によるセルフモニタリング、市によるモニタリング、第三者機関によるモニタリングで構成
- 市によるモニタリングの結果について、運営権者と市との間で紛争が発生した場合、「西遠協議会（※略称）」（実施契約に基づく機関）で紛争方法の解決方法を調整



10-2 モニタリング（ペナルティ）

- **要求水準未達の場合、違約金ポイントを加算**
- **未達の内容により、3段階でレベル分け**
 レベル1：業務管理の工程における軽微な不備
 レベル2：未達の影響が市と運営権者間または処理場内に留まるもの
 レベル3：故意又は過失による市への信用失墜行為等
- **未達状態が是正されない場合、違約金支払命令（金額はポイント数に応じて算定）**
- **本制度の目的は、未達状態の是正**
 違約金支払命令は、未達が是正されない場合の最終段階の措置
- **故意による市への信用失墜行為で重大なものは、即時、契約解除できる**



11 スケジュール

時 期	内 容
平成28年 2月26日	下水道条例改正
平成28年 2月29日	実施方針の公表、特定事業の選定
平成28年 5月31日	募集要項等(要求水準書、優先交渉権者選定基準、基本協定書(案)、実施契約書(案)、関連資料集等)の公表
平成28年 6月 7日	募集要項等に関する説明会及び現地見学会
平成28年 6月 1日～6月20日	募集要項等に関する質問受付
平成28年 8月 5日	募集要項等に関する質問への回答
平成28年 8月16日～8月23日	参加資格審査書類及び提案概要書の提出
平成28年 8月30日	参加資格審査結果の通知 附帯事業及び任意事業に関する予備的審査結果の通知
平成28年 9月 2日～ 9月30日	現地調査及び競争的対話
平成28年12月 1日～12月 5日	提案書類の提出
平成29年 3月	優先交渉権者の選定、基本協定の締結
平成29年10月	運営権設定、実施契約の締結
平成30年 4月	本事業開始